五　漁業監督官	
一　外国漁船による漁業に関する犯罪の捜査	
二　外国漁船による漁業に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送	
三　外国漁船による漁業に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行	
六～八　（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）	
二～五　（略）	
六　消費者庁	
七　こども家庭庁	
八～十六　（略）	
十七　農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）	
十八～二十一　（略）	
二十二　国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）	
二十三～二十八　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（人事院規則一―五七の一部改正）

第二条　人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

五～七　（略）	
	（略）

別表第二（第五条関係）

一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第六号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第五号までに掲げる機関を除く。）	
二～五　（略）	
（新設）	
（新設）	
六～十四　（略）	
十五　農林水産省（次号及び第十七号に掲げる機関を除く。）	
十六～十九　（略）	
二十　国土交通省（次号及び第二十二号に掲げる機関を除く。）	
二十一～二十六　（略）	